

改正

平成13年3月15日訓令第1号

平成21年4月1日訓令第11号

平成22年12月24日訓令第19号

只見町国民健康保険短期被保険者証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項の規定を準用し、国民健康保険税を滞納している世帯主に対して国民健康保険短期被保険者証（以下「被保険者証」という。）を交付することで、国民健康保険税の滞納者とその他の被保険者との間における税の公平を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 被保険者証の適用の範囲は、国民健康保険税の滞納繰越分の調定がある者で、納税指導しても納税意欲のない世帯主とする。

(適用の除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、国民健康保険被保険者資格証明書が交付されている者については、被保険者証の適用を除外する。

(被保険者証交付事務)

第4条 被保険者証の交付事務処理は、次により行うものとする。

- (1) 国民健康保険被保険者証更新時に、国民健康保険税滞納繰越徴収簿に記載された者の納付誓約等納税意欲の状況で滞納者を確認し、滞納整理訪問記録表欄に明記することにより、短期被保険者台帳に替えて、被保険者証を交付するものとする。
- (2) 短期被保険者台帳により、被保険者証更新時に納税相談を実施し、納税相談の際に納税計画を聴取する等の納税指導を行うものとする。
- (3) 被保険者証の有効期限は、納税相談等の状況を勘案し1月、3月又は6月とするものとする。ただし、国民健康保険被保険者資格証明書及び6月未満の有効期限の被保険者証が交付されている世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、その者に係る有効期限を6月とする被保険者証を交付するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保険者である只見町が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月15日訓令第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月24日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。